

【規制強化】
管内全体の不法占用物に対する警告
(H29.12.1～)

1 管内第1次対象物 警告一覧表

- 出雲県土整備事務所管内における河川区域内の不法占有物の中から、地域防災、生活環境等への悪影響が特に大きいと想定される物件を第1次対象物として抽出。
- 第1次対象物に対し平成29年12月1日より第1回の警告を行っている。

管内第1次対象物 警告一覧表

区分	水系	河川名	第1回		第2回（未定）	
			係留船	工作物	係留船	工作物
1級水系	斐伊川	新建川	21	0		
		新石川		6		
		本谷川		2		
		五右衛門川	1	0		
		高瀬川		2		
		万蔵寺川		18		
		郡境川		2		
		論田川		2		
		平田船川	3	2		
		湯谷川	13	0		
		苅藻谷川		2		
		多久谷川		1		
		伊野川		2		
		新田川		2		
		西谷川		3		
		稗原川		1		
	計	38	45			

区分	水系	河川名	第1回		第2回（未定）	
			係留船	工作物	係留船	工作物
2級水系	堀川	堀川	170	0		
	十間川	十間川 (神西湖を含む)	33	1		
		常楽寺川	28	0		
		保知石川		2		
		花月川		1		
	小田川	小田川		1		
	相代川	相代川		1		
		計	231	6		
		全体合計	269	51		

< 警告書 >

【管内第1次対象物－第1回】

警告

この場所は島根県出雲県土整備事務所が管理している河川区域です。河川区域に無許可で工作物等を設置したり、※船舶に係留したりすることは、河川法に違反しますので撤去してください。

※今回は漁船登録船舶は対象外としています。

平成 29年 12月 1日
島根県出雲県土整備事務所
維持管理部 管理第一課
TEL 0853-30-5632・5633

< 警告状況 >

● 係留船



新建川



新建川



堀川



堀川

● 工作物

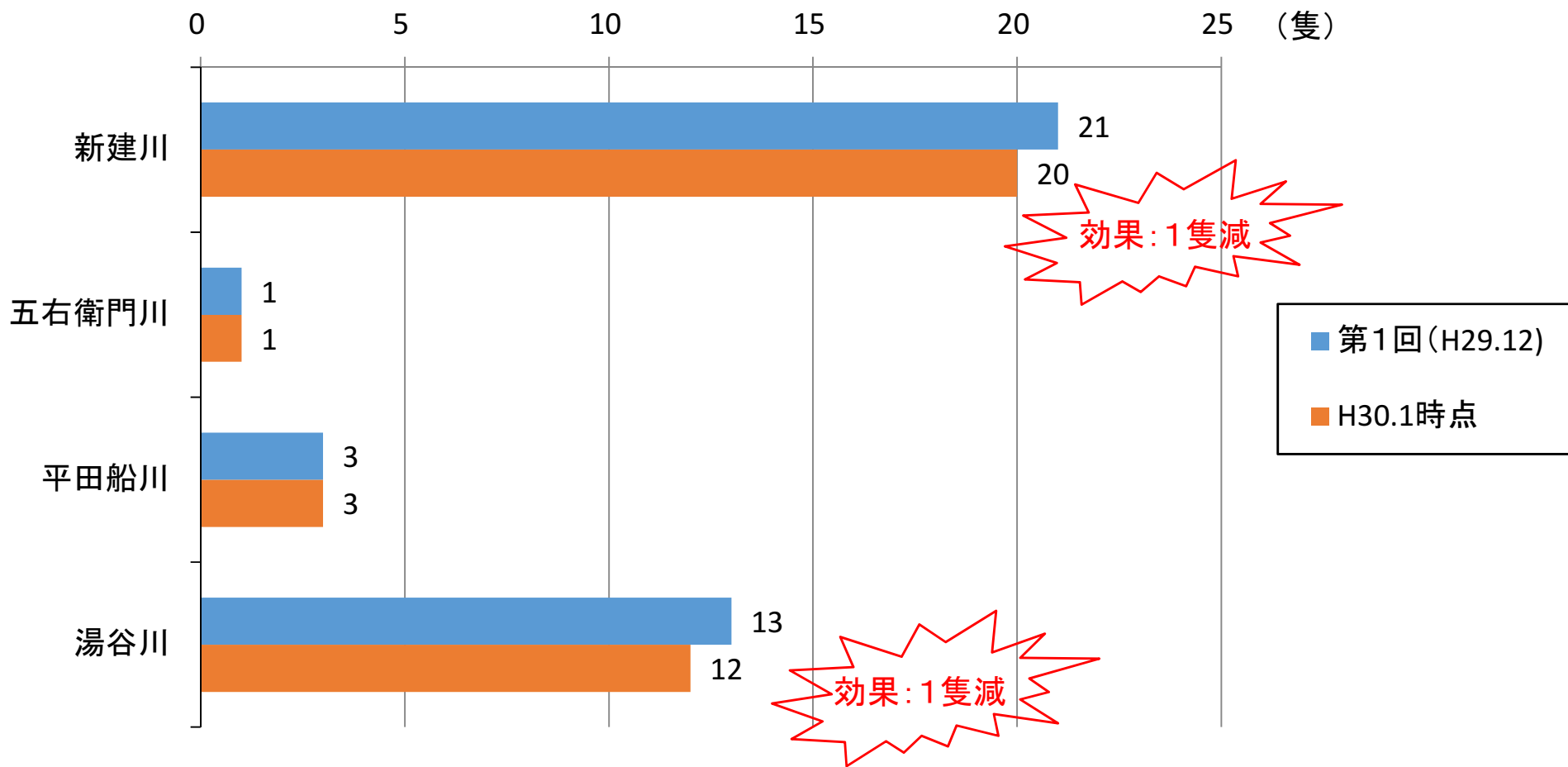


井野川

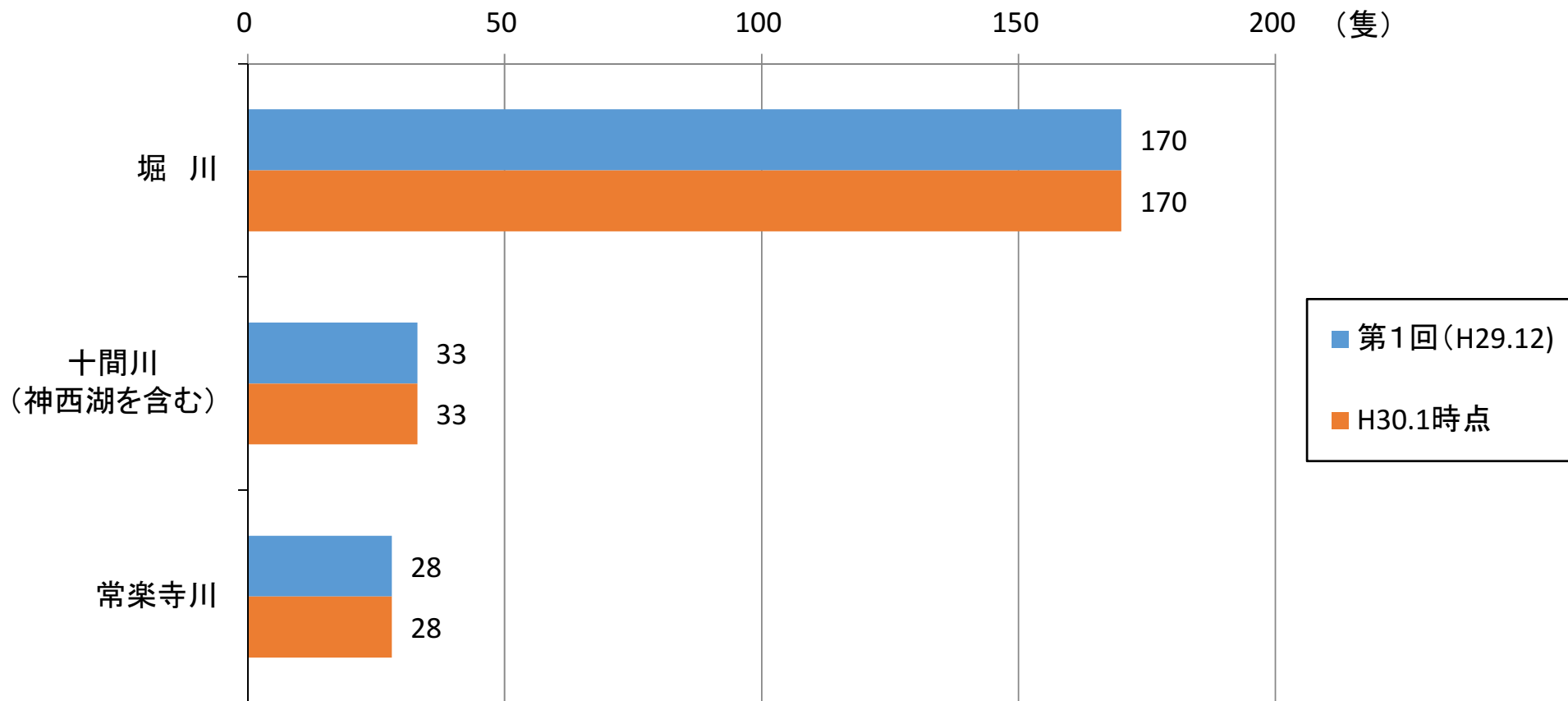


高瀬川

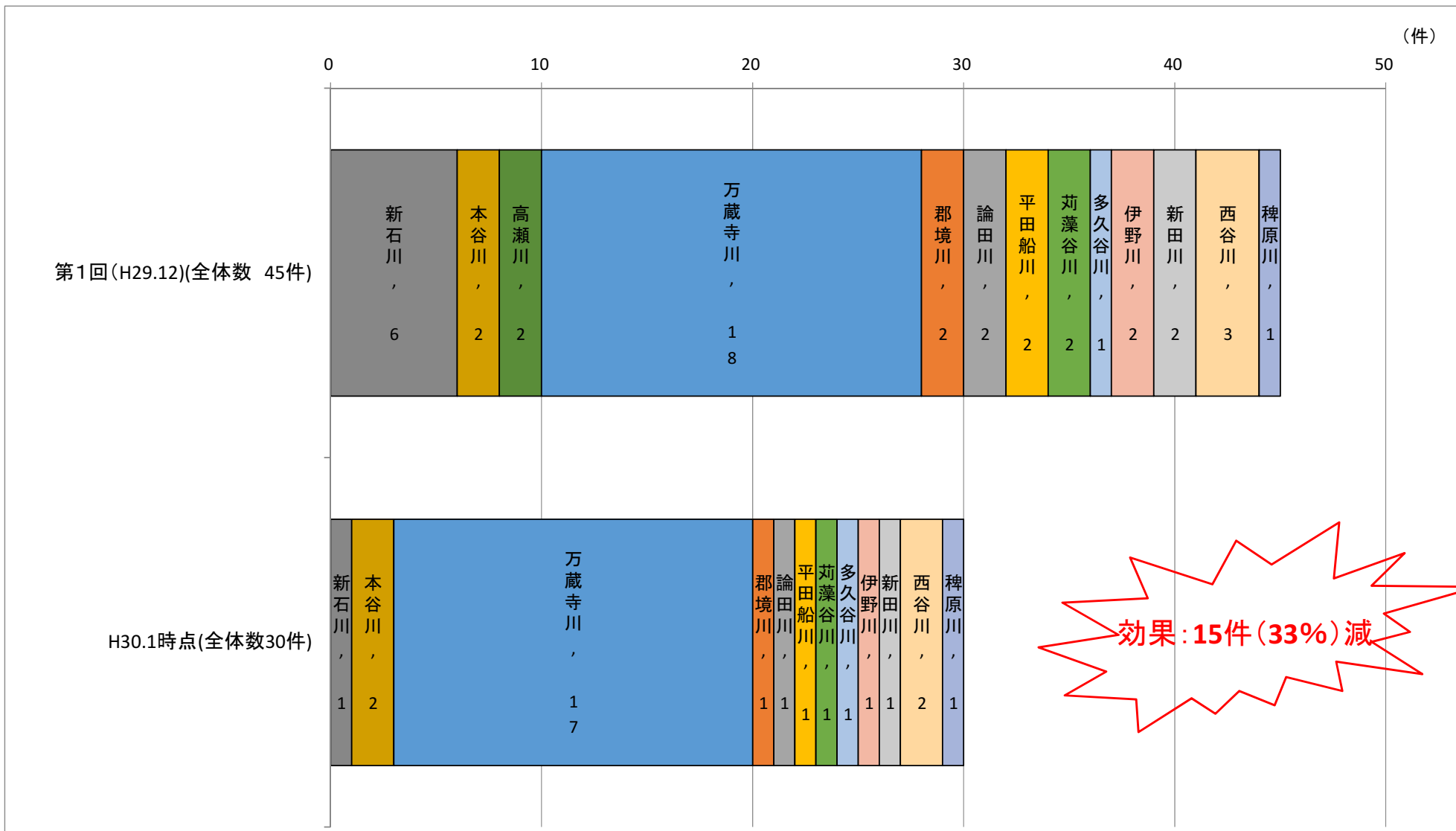
3-1(1) 第1回警告後の推移(1級水系:係留船)



3-2 第1回警告後の推移(2級水系:係留船)



3-(3) 第1回警告後の推移(1級水系:工作物)



3-4 第1回警告後の推移(2級水系:工作物)

